龍ケ崎リレーマラソン×恋活～走って、笑って、恋がはじまる～恋活マラソン部参加規約

第1条（目的）
本規約は、龍ケ崎市が主催する「龍ケ崎リレーマラソン×恋活～走って、笑って、恋がはじまる～恋活マラソン部」（以下「本イベント」という）への参加に当たり、参加者が遵守すべき事項を定めることを目的とします。

第2条（参加資格）
本イベントに参加できる者は、以下の全ての要件を満たす方に限ります。
⑴ 参加申込み時点で、独身（法律上の婚姻をしておらず、交際相手もいない方）であること。
⑵ 当該年度中に23歳から35歳を迎える男女であること。
⑶ 本イベントの趣旨であるスポーツを通じた新たな出会いの創出に賛同し、協調性を持って参加できること。
⑷ 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当しないこと。

第3条（龍ケ崎リレーマラソン規約の適用）
本イベントの競技（リレーマラソン）の実施に当たっては、本規約に定めるもののほか、主催者が別途定める「龍ケ崎リレーマラソン参加規約」が適用されるものとし、参加者はこれを遵守するものとします。

第4条（申込み及び本人確認）
参加希望者は、主催者が指定する方法により申し込むものとします。申込みに当たっては、主催者が指定する本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の画像等を提出するものとします。ただし、マイナンバーカードを本人確認書類として提出する場合は、個人番号が記載された面を提出してはならないものとします。
2　参加者は、本イベントに関連して開催される初回練習会の受付時において、本人確認書類の原本を主催者に提示し、本人確認を受けるものとします。

第5条（虚偽の禁止）
申込みの内容に虚偽の記載があること、参加資格を満たしていないこと、又は本規約に違反したことが判明した場合、主催者は、当該申込みを無効とし、又は参加資格を取り消すことができます。この場合、既に納付された参加費は、原則として返金しません。

第6条（禁止事項）
参加者は、本イベントの参加に当たり、次に掲げる行為をしてはならないものとします。

⑴ 宗教、商品又はサービス、ネットワークビジネス、他の婚活サービスその他これらに類するものへの勧誘、営業その他本イベントの趣旨に反する行為
⑵ つきまとい、待ち伏せ、相手の意思に反する執拗な連絡、連絡先の交換を強要する行為、セクシュアルハラスメント、暴言、脅迫、威圧的な言動、暴力その他の行為により、他の参加者に不安、不快感又は精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為
⑶ 恋愛感情又は信頼関係を利用して金銭を要求する行為、金銭の貸借を求める行為その他これらに類する行為
⑷ 他の参加者の承諾なく、当該参加者を撮影し、又は撮影した写真若しくは動画を SNS その他の媒体に投稿若しくは公開する行為
⑸ 他の参加者の個人情報、連絡先、会話内容その他のプライバシーに関する情報を、本人の承諾なく第三者に提供し、又は SNS その他の媒体に投稿若しくは公開する行為
⑹ 法令若しくは公序良俗に反する行為、又は本イベントの運営を妨げ、他の参加者、主催者若しくは関係者に不利益、損害若しくは迷惑を及ぼす行為

2　主催者は、参加者が前項各号のいずれかに該当する行為を行ったと認めるときは、当該参加者に対し、注意、参加停止、退場その他必要な措置を講ずることができます。この場合において、既に納付された参加費は返金しません。

第 7 条（事故等への対応及び損害賠償）

主催者は、本イベントの実施に当たり、参加者の安全確保及び事故防止に努めます。

2　本イベントの競技中及び主催者が本イベントの一環として実施する練習会への参加中に発生した傷害事故については、龍ケ崎市市民総合災害補償規則に基づく補償の対象となる場合があります。

3　前項の補償の有無、補償内容、補償額その他の取扱いは、同規則及び保険契約の定めによるものとし、全ての傷害、事故又は損害が補償されるものではありません。

4　主催者は、本イベント中及び主催者が本イベントの一環として実施する練習会への参加中に発生した傷病、事故、紛失、盗難その他のトラブルについて、法令上主催者が責任を負う場合を除き、責任を負いません。

5　参加者間の交流（本イベント終了後に参加者同士が連絡先を交換した後の交流を含みます。）において生じた交際上、金銭上その他の紛争については、当事者間で解決するものとします。

6　参加者が故意又は過失により、会場施設、他の参加者又は主催者に損害を与えた場合は、法令に基づき、その損害を賠償する責任を負います。

第 8 条（参加費）

参加者は、主催者が指定する期日までに、次に定める参加費を納付するものとします。

⑴ 男性　4,000 円

⑵ 女性　1,000 円

第 9 条（中止・変更等）
気象状況の悪化、災害その他やむを得ない事情（感染症の拡大等）により、主催者の判断で本イベントを中止し、中断し、又は内容を変更する場合があります。
2　前項の場合、参加費の取扱いについては、主催者が別途決定し、参加者に通知するものとします。

第 10 条（キャンセル及び返金）
参加申込み完了後の自己都合によるキャンセルについては、原則として参加費の返金は行わないものとします。ただし、前条第 1 項に規定する場合の参加費の取扱いについては、前条第 2 項の定めによるものとします。

第 11 条（個人情報の取扱い）
主催者は、申込み時に取得した個人情報を、本イベントの運営、本人確認、緊急時の連絡、事故発生時の補償手続及び本イベントに関連する案内の送付に必要な範囲で利用し、法令に基づき適切に管理するものとします。
2　本人確認書類の画像等は、本人確認その他本イベントの運営に必要な範囲で取り扱い、その必要がなくなったときは、主催者が適切な方法により速やかに廃棄又は削除するものとします。

第 12 条（規約の変更）
主催者は、法令の改正、災害、感染症の流行、安全確保その他やむを得ない事情により、本規約を変更する必要がある場合には、変更内容及び変更時期を、参加者に適切な方法で周知するものとします。ただし、既に申込みを完了した参加者に重大な影響を及ぼす変更については、当該参加者に個別に通知し、必要に応じて、申込みの取消し、参加費の返金その他の対応を行うものとします。

第 13 条（庶務）
事業に関する庶務は、龍ケ崎市こども未来部こども女性政策課が行うものとします。